平成２９年（フ）第１３２号
大阪府泉大津市二田町１丁目20番10号
債務者　大谷　宏子（旧姓公文・岡田）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
大阪府岸和田市春木南浜町11番４号
債務者　岨　　良平
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
札幌市北区新川西３条７丁目１番20号
債務者　高橋　誠一
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４３号
札幌市北区北26条西５丁目２番12―302号
債務者　小賀坂文久
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６７号
札幌市西区八軒３条東１丁目４番14号　エトワール八軒Ⅰ―101号
債務者　夛田美香子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８２号
北海道石狩市花川南４条１丁目312番地
債務者　森山　智美
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９０号
札幌市白石区北郷５条３丁目３番３号
債務者　髙谷　尋子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９５号
札幌市東区北23条東13丁目１番18―102号
債務者　稲垣　昌子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１３号
札幌市白石区本通13丁目北１番19号　コミーズ南郷13丁目207号
債務者　伊藤　　慎
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２０号
北海道江別市高砂町30番地の18　サーティ高砂18―105号
債務者　北村　弘江
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
千葉県市原市八幡2060番地５　トップロック３―202、破産申立時の住所釧路市鳥取南８丁目５番５号
債務者　淵澤　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号
北海道中川郡本別町向陽町68番地１　向陽町団地９棟３号
債務者　西澤　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
群馬県高崎市金古町248番地12
債務者　須藤　義秋
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２０号
新潟県三条市石上３丁目８番26号
債務者　小林　佳征
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２２号
岐阜県土岐市泉町大富1780番地
債務者　水野　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１３１号
堺市南区槇塚台２丁39番10―109号
債務者　中野　好美
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
堺市堺区海山町３丁145番地　シャトー川庄301号、申立時の住所堺市堺区三宝町２丁136番地１　カルム堺Ａ棟104号
債務者　林　　妙子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係